平成２５年（フ）第１３号
鹿児島県大島郡知名町大字新城1715番地
債務者　村山　勇樹
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第２３３号
京都府宇治市伊勢田町大谷１番地の６　中村マンション１階ち号
債務者　辻　　佳宏
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
京都市西京区嵐山茶尻町32番地　コーポ嵐山Ⅱ1215号
債務者　富田　則明
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
京都市南区東九条西河辺町30番地１　ユーモレスク303号、前住所京都市南区西九条西柳ノ内町14番地28
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
福岡県飯塚市川島707番地１　ベル・フィオーレＡ204
債務者　香月　浩二
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２５号
福岡県飯塚市相田307番地４　県営相田団地１棟309号
債務者　安藤　政子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２９号
福岡県飯塚市西徳前15番12号　市営徳前片峰住宅２棟222号
債務者　大和　好美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２２号
岩手県北上市鬼柳町都鳥53番地１　ユーミーライツェント101、前住所東京都杉並区成田東４丁目８番４号　ウィンドウズ202
債務者　菊池　士英
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２３号
岩手県北上市鬼柳町都鳥53番地１　ユーミーライツェント101、前住所岩手県北上市鍛冶町３丁目２番５号　ディアスＺＥＮ　Ｃ棟103号
債務者　菊池　　香
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１１１号
埼玉県所沢市宮本町２丁目19番15―107号　パークサイドリッチ、前住所埼玉県所沢市大字下安松681番地の４
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５号
富山市豊島町10番10―302号　県営住宅
債務者　佐々木美代子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
佐賀県唐津市相知町長部田1705番地６
債務者　中村　正男
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２２号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1380番地１　マックヒル２―１
債務者　八木たまみ
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２３号
佐賀県唐津市浜玉町東山田1290番地１コーポＡ
債務者　松尾あかね
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２５号
佐賀県唐津市西浜町１番54号
債務者　福地　香奈
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２７号
佐賀県唐津市西唐津３丁目6442番地８
債務者　指方　富宏
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４１号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2890番地３
債務者　甲斐美奈子（旧姓新名）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部